平成20年度市町村普通交付税について

1 全体の概要

平成20年度和歌山県市町村分の普通交付税額は、979億9,239万9千円と算定され、前年度と比べ、57億1,360万2千円の増、率にして6.2%の増となりました。公債費の減などによりやや減少した団体があったものの、新たに設けられた地方再生対策費など必要な業務に要する経費について適正に算定された結果、多くの団体で増となっています(P3表参照)。これは、全国市町村分の普通交付税の増減率(対前年度比3.8%増)と比較して、高い伸びとなっています。

また、地方財源の不足に対処するため発行される臨時財政対策債発行可能額は、104億4,073万6千円(対前年度比6.3%減)となりました。

この結果、普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額を合算した<u>実質的な</u>普通交付税額は、1,084億3,313万5千円となり、前年度に比べ4.8%の増で、平成15年度以来5年ぶりの増となりました。

しかしながら、<u>実質的な普通交付税</u>額と標準税収入額等を合算したベース



では、地方再生対策費による増が大きい小規模団体を中心に3%程度増加した一方、法人関係税の落ち込みが厳しい大規模市を中心に減少し、市町村全体の対前年度比は 0.9%増 に止まったところであり、本県市町村の地方財政にとって、依然厳しい状況が続いています(P2下表参照)。

(1)基準財政需要額及び基準財政収入額の全体的な傾向

基準財政需要額は、2,092 億 7,802 万 8 千円で、職員数の削減や給料単価の減に伴う給与費の減、投資的経費の減などによる減少はありますが、地方再生対策費の創設、後期高齢者医療制度の施行に伴う高齢者保健福祉費の増、臨時財政対策債の元利償還の増等に伴う公債費の増などにより 2.0%の増となっています。

基準財政収入額は、1,109億4,641万2千円で、県内主要法人の減収等による市町村民税の法人税割や所得割の減などにより対前年度比 1.5%の減となっています(P2表参照)。なお、暫定税率失効期間中の減収額は、自動車取得税交付金等で6,809万5千円の減となっています。

(2) 地方再生対策費の創設

新たに地方が自主的・主体的に行う活性化施策に必要な財源を確保するため創設された 地方再生対策費は、35 億 9,084 万 6 千円(皆増)で、財政状況の厳しい地域に重点的 に配分されています(P4 参照)。

(3) 市町村合併に伴う増加額

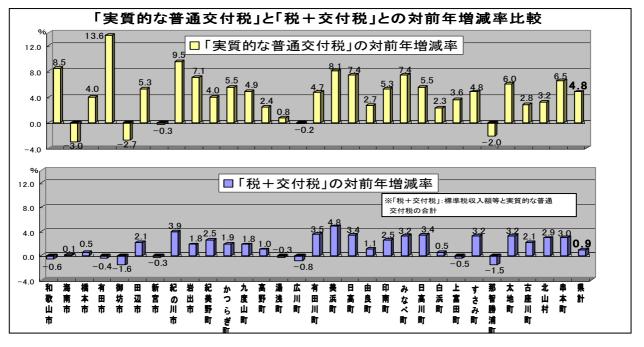
合併した市町村(海南市、橋本市、田辺市、新宮市、紀の川市、紀美野町、かつらぎ町、有田川町、みなべ町、日高川町、白浜町、串本町)については、合併算定替による算定が行われています。合併市町村に係る算定の特例等による増加額は、105億97万1千円となっています(P5参照)。

(4)頑張る地方応援プログラム

昨年度に引き続き、歳出削減率等の行政改革指標や農業産出額など各自治体の取組の成果を反映する9つの成果指標により算定された結果、28億7,945万8千円となり、対前年度比3億1,756万4千円、12.4%の増となっています(P6参照)。

						(単位:千円)	
	区分		平成20年度	平成20年度 平成19年度		増 減 率	
	E 71		Α	В	A-B C	C/B (%)	
基	· 準財政需要額 [①+②+③+④-⑤+⑥]	ア	209,278,028	205,221,435	4,056,593	2.0	
	個別算定経費 (地方再生対策費②及び公債費③除く)	1	157,330,426	158,142,403	▲ 811,977	▲ 0.5	
内	地方再生対策費	2	3,590,846		3,590,846	皆増	
	公債費	3	25,098,478	23,713,408	1,385,070	5.8	
	包括算定経費	4	33,649,818	34,511,695	▲ 861,877	▲ 2.5	
訳	臨時財政対策債発行可能額 (基準財政需要額の振替額)	5	10,440,736	11,146,879	▲ 706,143	▲ 6.3	
	錯誤措置額	6	49,196	808	48,388	5,988.6	
基	·準財政収入額 [⑦+⑧]	1	110,946,412	112,591,660	▲ 1,645,248	▲ 1.5	
内	基準財政収入算出額	7)	110,904,594	112,591,701	▲ 1,687,107	_ ▲ 1.5	
訳	錯誤措置額	8	41,818	▲ 41	41,859	102,095.1	
交	[アーイ]	ゥ	98,331,616	92,629,775	5,701,841	6.2	
普	· 通交付税額	ェ	97,992,399	92,278,797	5,713,602	6.2	

※交付基準額と普通交付税額との差は、調整額です。



平成20年度普通交付税額(市町村別)

(単位:千円、%)

				1 774-	1 /2	= 週又刊	120 1120 (- 1 - 1	3 1 3 73			(単位:千円、	
	普通交付税				臨時財政対策債発行可能額				臨時財政対策債発行可能額を合算した額 (実質的な普通交付税額)			
市町村名	平成20年度	平成19年度	増減額	増減率	平成20年度	平成19年度	増減額	増減率	平成20年度		増減額	増減率
	A	В	A-B C	C/B D	E	F	E-F G	G/F H	A+E I	B+F J	I–J K	K/J L
和歌山市	9,729,257	8,589,603	1,139,654	13.3%	2,600,874	2,776,776	-175,902	-6.3%	12,330,131	11,366,379	963,752	8.5%
海南市	3,977,799	4,080,930	-103,131	-2.5%	525,049	560,556	-35,507	-6.3%	4,502,848	4,641,486	-138,638	-3.0%
橋本市	6,070,396	5,769,056	301,340	5.2%	624,825	667,086	-42,261	-6.3%	6,695,221	6,436,142	259,079	4.0%
有田市	3,057,846	2,639,787	418,059	15.8%	276,263	294,952	-18,689	-6.3%	3,334,109	2,934,739	399,370	13.6%
御坊市	2,358,728	2,415,804	-57,076	-2.4%	243,457	259,923	-16,466	-6.3%	2,602,185	2,675,727	-73,542	-2.7%
田辺市	12,802,265	12,042,071	760,194	6.3%	933,140	996,239	-63,099	-6.3%	13,735,405	13,038,310	697,095	5.3%
新宮市	4,319,052	4,311,072	7,980	0.2%	341,769	364,888	-23,119	-6.3%	4,660,821	4,675,960	-15,139	-0.3%
紀の川市	7,564,324	6,785,700	778,624	11.5%	813,794	868,842	-55,048	-6.3%	8,378,118	7,654,542	723,576	9.5%
岩出市	2,230,587	2,027,136	203,451	10.0%	421,409	449,910	-28,501	-6.3%	2,651,996	2,477,046	174,950	7.1%
紀美野町	3,273,384	3,125,335	148,049	4.7%	217,093	231,777	-14,684	-6.3%	3,490,477	3,357,112	133,365	4.0%
かつらぎ町	2,994,848	2,811,550	183,298	6.5%	228,171	243,602	-15,431	-6.3%	3,223,019	3,055,152	167,867	5.5%
九度山町	1,424,783	1,346,027	78,756	5.9%	102,345	109,266	-6,921	-6.3%	1,527,128	1,455,293	71,835	4.9%
高野町	1,398,066	1,356,098	41,968	3.1%	106,401	113,600	-7,199	-6.3%	1,504,467	1,469,698	34,769	2.4%
湯浅町	1,980,535	1,951,848	28,687	1.5%	170,442	181,969	-11,527	-6.3%	2,150,977	2,133,817	17,160	0.8%
広川町	1,432,011	1,426,404	5,607	0.4%	131,415	140,309	-8,894	-6.3%	1,563,426	1,566,713	-3,287	-0.2%
有田川町	6,012,796	5,697,890	314,906	5.5%	424,947	453,692	-28,745	-6.3%	6,437,743	6,151,582	286,161	4.7%
美浜町	1,304,061	1,187,096	116,965	9.9%	131,522	140,423	-8,901	-6.3%	1,435,583	1,327,519	108,064	8.1%
日高町	1,377,203	1,265,425	111,778	8.8%	121,199	129,393	-8,194	-6.3%	1,498,402	1,394,818	103,584	7.4%
由良町	1,112,742	1,072,437	40,305	3.8%	119,354	127,421	-8,067	-6.3%	1,232,096	1,199,858	32,238	2.7%
印南町	1,773,859	1,667,344	106,515	6.4%	143,781	153,506	-9,725	-6.3%	1,917,640	1,820,850	96,790	5.3%
みなべ町	3,057,393	2,812,056	245,337	8.7%	245,104	261,676	-16,572	-6.3%	3,302,497	3,073,732	228,765	7.4%
日高川町	4,384,698	4,125,252	259,446	6.3%	254,818	272,048	-17,230	-6.3%	4,639,516	4,397,300	242,216	5.5%
白浜町	2,884,306	2,791,720	92,586	3.3%	299,768	320,039	-20,271	-6.3%	3,184,074	3,111,759	72,315	2.3%
上富田町	1,400,395	1,333,682	66,713	5.0%	170,595	182,131	-11,536	-6.3%	1,570,990	1,515,813	55,177	3.6%
すさみ町	1,612,192	1,525,565	86,627	5.7%	114,962	122,738	-7.776	-6.3%	1,727,154	1,648,303	78,851	4.8%
那智勝浦町	2,186,634	2,221,824	-35,190	-1.6%	198,872	212,323	-13,451	-6.3%	2,385,506	2,434,147	-48,641	-2.0%
太地町	818,613	763,261	55,352	7.3%	74,921	79,991	-5,070	-6.3%	893,534	843,252	50,282	6.0%
古座川町	1,543,868	1,492,619	51,249	3.4%	102,528	109,460	-6,932	-6.3%	1,646,396	1,602,079	44,317	2.8%
北山村	414,483	398,712	15,771	4.0%	31,396	33,519	-2,123	-6.3%	445,879	432,231	13,648	3.2%
串本町	3,495,275	3,245,493	249,782	7.7%	270,522	288,824	-18,302	-6.3%	3,765,797	3,534,317	231,480	6.5%
中核市計	9,729,257	8,589,603	1,139,654	13.3%	2,600,874	2,776,776	-175,902	-6.3%	12,330,131	11,366,379	963,752	8.5%
都市計	42,380,997	40,071,556	2,309,441	5.8%	4,179,706	4,462,396	-282,690	-6.3%	46,560,703	44,533,952	2,026,751	4.6%
町村計	45,882,145	43,617,638	2,264,507	5.2%	3,660,156	3,907,707	-247,551	-6.3%	49,542,301	47,525,345	2,016,956	4.2%
計	97,992,399	92,278,797	5,713,602	6.2%	10,440,736	11,146,879	-706,143	-6.3%	108,433,135	103,425,676	5,007,459	4.8%

2 地方再生対策費の創設

今年度から創設された地方再生対策費は、「地方と都市の共生」の考え方の下、地方が 自主的・主体的に行う活性化施策に必要な経費を包括的に算定するもので、人口を測定 単位とするものと、林野及び耕地面積を測定単位とするものがあります。

人口・耕地及び林野面積による算定を基本にしつつも、第一次産業就業者比率や高齢者比率を加味した算定を行うなど、本県における過疎地域等の地域の実情に配慮されたものになっており、小規模団体に手厚く需要額を算定しています。

(単位:千円)

				<u>(単位:十円)</u>
市町村名	地方再生対策費	基準財政需要額	需要額シェア	需要額シェア順位
1 ⊓ ਗ/ ₂ , , →	270.012	2	1/2	20
和歌山市	370,013	57,978,396	0.64%	30
海南市	157,010	11,056,531	1.42%	27
橋本市	167,434	12,358,355	1.35%	28
有田市	123,143	6,087,998	2.02%	21
御坊市	93,410	5,452,194	1.71%	25
田辺市	485,512	20,298,175	2.39%	15
新宮市	109,667	7,399,502	1.48%	26
紀の川市	317,077	13,842,702	2.29%	17
岩出市	69,250	6,631,681	1.04%	29
紀美野町	102,434	4,277,628	2.39%	14
かつらぎ町	123,753	4,989,183	2.48%	11
九度山町	53,265	1,881,137	2.83%	7
高野町	44,555	1,814,436	2.46%	12
湯浅町	70,092	3,078,703	2.28%	18
<u>広川町</u>	60,061	2,082,344	2.88%	6
有田川町	204,379	8,840,494	2.31%	16
美浜町	37,835	1,956,722	1.93%	22
日高町	56,264	2,002,556	2.81%	9
由良町	54,482	1,925,795	2.83%	8
印南町	65,334	2,715,427	2.41%	13
みなべ町	116,040	4,449,646	2.61%	10
日高川町	167,125	5,526,949	3.02%	5
白浜町	114,725	5,587,675	2.05%	20
上富田町	53,691	2,807,621	1.91%	23
すさみ町	66,771	2,010,016	3.32%	4
那智勝浦町	69,270	3,843,025	1.80%	24
太地町	35,977	1,070,320	3.36%	3
古座川町	74,311	1,811,454	4.10%	2
<u> </u>	21,462	478,599	4.48%	1
串本町	106,504	4,973,568	2.14%	19
中核市計	370,013	57,978,396	0.64%	
都市計	1,522,503	83,127,138	1.83%	
町村計	1,698,330	68,123,298	2.49%	
県 計	3,590,846	209,228,832	1.72%	

[※]基準財政需要額は、錯誤措置額を含まない。

3 市町村合併に伴う増加額

①合併算定替

合併市町村に係る普通交付税の算定方法には、合併後の市町村について普通交付税の算定を行う「一本算定」と、旧市町村ごとに自治体が存在すると仮定して個々にその普通交付税を算定した額を合算する「合併算定替」があり、当該市町村に有利な方法により算定されることから、多くの場合は、より有利な合併算定替による方法が適用されます。

今回の算定においては、県内の全ての合併市町村において合併算定替が適用され、本来の一本算定と比べて、影響額は83億9,577万2千円の増となり、臨時財政対策債の影響額は12億6,279万4千円の増となっています。

②合併補正

合併市町村を支援するため、合併後一定期間、合併に伴い臨時的に必要となる経費及び行政水準・住民負担水準の格差是正に要する経費を措置するよう、合併市町村の人口及び合併関係市町村の数を指標とした合併補正により基準財政需要額に追加需要額として反映しており、8億4,240万5千円の増となっています。

(単位:千円)

団体名	普通交付税 交付基準額 合併算定替 影響額	臨時財政対策債 合併算定替 影響額	合併補正による 増加需要額	合計
海南市	583, 595	65, 291	77, 756	726, 642
橋本市	568, 923	68, 227	88, 483	725, 633
田辺市	1, 702, 017	258, 675	179, 475	2, 140, 167
新宮市	326, 439	50, 570	53, 761	430, 770
紀の川市	2, 045, 255	281, 761	153, 854	2, 480, 870
紀美野町	378, 269	58, 331	31, 645	468, 245
かつらぎ町	131, 715	25, 655	39, 675	197, 045
有田川町	828, 147	157, 817	60, 830	1, 046, 794
みなべ町	411, 536	74, 212	34, 200	519, 948
日高川町	610, 018	82, 561	39, 126	731, 705
白浜町	394, 131	71, 330	43, 666	509, 127
串本町	415, 727	68, 364	39, 934	524, 025
合計	8, 395, 772	1, 262, 794	842, 405	10, 500, 971

4 頑張る地方応援プログラム

魅力ある地方を目指した取組が全国的に求められていることから、昨年度に引き続き、 その取組に要する財政需要を、出生率や農業産出額等の9つの成果指標を用いて捕捉し、 全国標準以上に向上した自治体に対して基準財政需要額の割増算定が行われています。

成果指標の算定に当たっては、基本的には成果指標の伸び率に従い、各市町村の頑張りが反映されていますが、過疎地域等について割増を行うなど、条件不利地域に配慮されたものとなっています。

9つの成果指標

行政改革指標出生率ごみ処理量農業産出額小売業年間販売額製造品出荷額事業所数若年者就業率転入者人口

「頑張る地方応援プログラム」に係る増加需要額

単	付	千	円

単位:千円 <u></u>						
市町村名	増加需	増減率				
	20年度	19年度	(%)			
和歌山市	570,896	557,043	2.5			
海南市	55,702	47,139	18.2			
橋本市	68,871	55,472	24.2			
有田市	170,534	123,479	38.1			
御坊市	54,315	60,758	▲ 10.6			
田辺市	172,762	284,660	▲ 39.3			
新宮市	54,117	40,246	34.5			
紀の川市	260,742	41,232	532.4			
岩出市	56,363	59,296	▲ 4.9			
紀美野町	74,257	25,481	191.4			
かつらぎ町	130,147	76,849	69.4			
九度山町	78,973	70,751	11.6			
高野町	48,222	43,965	9.7			
湯浅町	118,728	108,584	9.3			
広川町	35,963	49,181	▲ 26.9			
有田川町	173,539	60,475	187.0			
美浜町	66,019	76,704	▲ 13.9			

畄	位	丰	Щ

		平位:十円	
市町村名	増加零		増減率
	20年度	19年度	(%)
日高町	21,006	28,276	▲ 25.7
由良町	63,452	77,029	▲ 17.6
印南町	98,155	118,270	▲ 17.0
みなべ町	26,494	32,253	▲ 17.9
日高川町	108,699	152,070	▲ 28.5
白浜町	20,130	25,829	▲ 22.1
上富田町	51,720	67,038	▲ 22.8
すさみ町	61,983	57,889	7.1
那智勝浦町	49,629	52,265	▲ 5.0
太地町	34,036	41,533	▲ 18.1
古座川町	44,095	39,282	12.3
北山村	16,670	15,603	6.8
串本町	93,239	73,242	27.3
中核市計	570,896	557,043	2.5
都市計	893,406	712,282	25.4
町村計	1,415,156	1,292,569	9.5
県 計	2,879,458	2,561,894	12.4

用語集

カナ	用語	用 語 の 解 説
+	基準財政需要額	普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するもの。
+	基準財政収入額	普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するもの。
П	公債費	地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。
y	錯誤措置額	普通交付税は、その性格上正確な算定が求められるが、基礎となる数値の確定方法や算定方法がきわめて複雑なことなどから修正の必要が生じる場合がある。この修正事項を「錯誤」と呼び、算定以後において発見された修正すべき「錯誤額」を翌年度以降の交付税額に加算・除算して修正する措置。
チ	調整額	普通交付税の予算総額が財源不足団体の財源不足総額に満たない場合 に、財源不足総額を予算総額に合わせるために用いる。
7	投資的経費	道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する 経費。
٤	標準税収入額等	地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法で定め る方法により算定した額に、地方譲与税、交通安全対策特別交付金等を加え た収入見込額。
フ	普通交付税	地方公共団体の税源の不均衡を調整することによって、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう、国税5税(所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税)の一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付するものを地方交付税といい、普通交付税と特別交付税がある。そのうち、普通交付税は基準財政需要額が基準財政収入額を上まわった場合、その財源不足額が交付される。
ホ	包括算定経費	普通交付税の算定方法の簡素化を図り、交付税の予見可能性を高める観点から、人口と面積を基本とした簡素な算定方法として、平成19年度から導入された。
IJ	臨時財政対策債	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法5条の特例として発行される地方債。